

納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63) 2117

保険制度は皆さんの保険料（税）で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の収入が3年中より3割以上減少する見込みの方は、申請により保険料（税）が減免になる可能性があります。該当する場合は、7月に届く通知書をお手元にご用意の上、ご相談ください。

納付方法 ※状況により納付方法が変わります。

普通徴収

納付書またはスマートフォンアプリ（Pay Pay・LINE Pay）、口座振替等による納付です。納付書を7月13日(水)に送付します。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限の日に振り替えます。

特別徴収

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書も7月13日(水)に送付します。普通徴収から特別徴収に変わる場合は、10月から切り替わります。

普通徴収の納期限

| | | |
|-----|----------|-----------|
| 第1期 | | 8月 1日(月) |
| 第2期 | | 8月31日(水) |
| 第3期 | 令和 4年 | 9月30日(金) |
| 第4期 | | 10月31日(月) |
| 第5期 | | 11月30日(水) |
| 第6期 | | 12月28日(水) |
| 第7期 | 令和 5年 | 1月31日(水) |
| 第8期 | | 2月28日(水) |

介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が加入する支え合いの制度です。40～64歳の方は加入する健康保険税（料）の一部として、65歳以上の方は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、徴収方法が変わります。※令和4年度の保険料基準額は前年度と変更ありません。

○特別徴収になる人

年金の年間受給額が18万円以上で、年金を担保にしていない人。

※年度途中で65歳になった人・転入した人、老齢福祉年金・恩給のみを受給している人、特別徴収が中止になった人は普通徴収になります。

国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や会社を辞めた人等が加入し、その健康を支える制度です。

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

※令和4年度分の税率は、前年度と変更はありませんが賦課限度額が変更になりました（最高96万円から99万円に変更）。

※令和4年度より、未就学児（6歳に達する日以降最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額について2分の1が減額されます。申請は不要です。該当者には減額後の税額で通知されます。

詳しくは税制係までお問い合わせください。

○特別徴収になる人…次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
- ・世帯主が国保に加入している
- ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上
- ・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満（世帯主を含む）

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険は、75歳（一部65歳）以上の人が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

※令和4年度の料率は、前年度と変更はありませんが、賦課限度額が変更になりました（最高64万円から66万円に変更）。

○特別徴収になる人…次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※年度途中で75歳になった人・転入した人、障害認定により後期高齢者医療保険に切り替えた65歳以上の方は普通徴収になります。

納付方法の変更

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は、特別徴収から普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。希望する人は、口座振替をする預金通帳、通帳の届出印、本人確認書類を持参し、納税課納税管理係（☎(63) 2116）で手続きをしてください。

※納付状況等により、変更が認められない場合があります。

※手続き後、納付方法が変わるまで時間がかかります。

※口座振替による納付が守られない場合、特別徴収に戻します。